

議案第7号

第2期調布市特別支援教育推進計画（案）について

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市特別支援教育推進計画（平成31年3月策定）の計画期間が今年度で終了することに伴い、令和5年度から8年度までを計画期間とする第2期調布市特別支援教育推進計画を策定するため、提案するものです。

第2期調布市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年11月21日(月)～12月20日(日)
- (2) 周知方法 市報令和4年11月20日号及び12月5日号及び市ホームページ, 市公式T w i t t e r
- (3) 資料の閲覧場所 指導室(教育会館5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, F A X, Eメールで調布市教育委員会教育部指導室まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 29件(4人)

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見	4件
第1章「第2期調布市特別支援教育推進計画の概要」に対する意見	0件
第2章「現状と課題」に対する意見	1件
第3章「基本理念と基本方針」に対する意見	0件
第4章「施策」に対する意見	24件
「資料編」に対する意見	0件
その他の意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>同じ締切日（12月20日）でいくつも意見募集をしないこと。年末の忙しい時に同時に読んで調査して意見を作成することはきつい。1月4日の締切りならまだ許容できる。次回から考慮されたい。</p>	<p>本計画は調布市教育プラン等、調布市教育委員会における各種計画と整合を図りながら特別支援教育を推進する観点から、計画期間及び策定のスケジュールについては、それらの計画とあわせています。頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
全般	2	<p>P.2 第1章 1 策定の経緯 他 体系や基本方針を、体系では学校、教職員、連携、環境のあり方、教育方針では、1～4（学校、教職員、人、学校）に分けているが、それらは肝心要の当事者である子供にとっては外部要因にすぎない。当事者の子供についての方針を追加すべきである。その中身をしっかりと議論して。</p>	<p>本計画は、現在策定作業を進めております令和5年度以降の調布市における教育に係る基本計画である「調布市教育プラン」のうち、特に特別支援教育について推進していくために個別の事業・取組内容について策定しております。4つの基本方針に基づいて特別支援教育を推進することで、教育目標の実現に向けて取り組んで参ります。</p>
全般	3	<p>パブリックコメントの提案 「新たな課題にどう向き合うのか」「現実を踏まえて議論を深めてほしい」 「教育委員会、学校長はリーダーとして向かう先を示してほしい」 「どういう方向に向かうのか」 前のパブリックコメントの回答 「意見に提案に参考にしていく」ことで反映していない。 ◎「思い」を提案して回答にあたってはどう反映していくのか。 ◎新しい学校運営について学校と教育委員会は距離感を感じている。 ◎学校と共有して取り組んでいくために、具体的に反映した回答をお願いしたい、 「安全・安心した学校運営」は様々な問題を抱え、起きている。 教育委員会が掲げている「基本方針・目標・制度について「理解お不足」「学習不足」「準備不足」がある。 ◎今まで取り組み活動してきた問題 『調布学校ボランティアネットワーク』の取組。「特別支援教育」の取組； ◎私が活動実績 制度に沿って、「学校支援本部制度」の設置。で目的である学校応援団の組織づくり ●教育関係者の運営：社会問題の理解している「いじめ」「不登校」「小1プロブレム」「特別支援教育」等、学校は「複雑化」「多様化」、「学校の働き方改革」など山積している。残念である。</p>	<p>本計画は、現在策定作業を進めております令和5年度以降の調布市における教育に係る基本計画である「調布市教育プラン」のうち、特に特別支援教育について推進していくために個別の事業・取組内容について策定をするものです。 本計画の策定にあたっては、調布市特別支援教育検討委員会において、前期計画の成果と課題を明らかにし評価を行ってまいりました。その結果を踏まえ、前期計画の基本理念を継承しながら基本方針を4つに整理しています。「調布市教育プラン」の個別計画として、その主な取組を着実に実施し、特別支援教育の推進に向けて取り組んで参ります。</p>

全般	4	<p>「あなたなり」に育ってほしい」子ども一人一人を大切に教育 共生社会の実現を目指して「普通教育から特別支援教育」へ「インクルーシブ教育」を視野に ～ボランティアを活用した課題と取組～「特別支援教育」を学ぶ。はじめに（筑波大学藤田和弘教授 「特別支援教育読本」より） 昨今の日本は、教育、福祉、医療などの諸分野において多くの課題に直面している。改革の必要性が叫ばれている。 特別支援教育は2007年(平成19)に実施。すべての学校で「特別支援教育」の実施。 特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての子は同じ尊い存在であるという考えに立っている。 ●「特別支援教育」はすべての障害を考えての教育であり、すべての教育の場で実施されるものである。また、教育・支援のなかには、教育だけではなく、医療、福祉、労働など専門機関との連携を視野に入れてサポートしていく事が含まれている。 「課題」「インクルーシブ教育」の推進 ◎教育委員会：「インクルーシブ教育」取り組み「学習不足」「準備不足」 ◎教育の研修。理解の促進。指導力 ◎学校の現場は「学校で起きている様々な問題 ◎「発達障がい」「愛着障がい」「二次的的症状」～「いじめ、排除、暴力～不登校」。 ◎「低学年・特に新一年生」の活動を通じ「地域の問題」として医療、福祉と連携したボランティア活動について取り組み。 ◎学校の人的不足を地域・ボランティアの活用、福祉、医療について取組み 「学級ボランティア」の領域・機能・役割等。声掛け・見守り・お助け」児童の相談相手として。学校ボランティア活動は重要である。</p>	<p>本計画の策定の目的は、すべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方としています。いただいたご意見につきましては、本計画における主な取組を実施する際の参考にさせていただきます。</p>
第2章	5	<p>P.6「2 調布市の現状」は、もっと具体的に掘り下げて記載すべきである。 調布市の活動については、定性的でなく、定量的に何回などと書くべき。 生き生きとした（生々しい？）実態の情報が提供されないので、充実した内容の意見はかけない。</p>	<p>これまでの研修の取組回数、個別指導計画の作成率、校内通級教室の退級率を資料編に掲載しました。</p>
第4章	6	<p>目標を掲げるのはよいが、画餅にならないように必要なリソース（予算、人員、）を確保しないと無責任である。実現可能性はあるのか？</p>	<p>計画に掲げる施策や主な取組について、年度毎に取組状況を調布市特別支援教育検討委員会で報告することで進行管理を行い、成果・課題を明らかにし、必要なリソースについても検討しながら目標の実現に向けて取り組んで参ります。</p>
第4章	7	<p>P.14～ 主な取組の内容は、何を何回などと書くこと。そうすれば、必要なリソースがわかり、画餅（ただの願望や計画倒れ？）か、実現可能なものかわかる。</p>	<p>主な取組については、各学校がそれぞれの状況に応じて実施するものもあるため、一律の回数等は設定せず、年度毎に取組状況を調布市特別支援教育検討委員会で報告することで進行管理を行い、成果・課題を明らかにし、必要なリソースについても検討しながら目標の実現に向けて取り組んで参ります。</p>
第4章	8	<p>各基本方針の成果指標の現状値として「令和3年度実績」だけが記載されているが、過年度の推移を記載すべきである。令和3年度が特異点である場合もあるし、過去からの努力の足跡が読み取れない。管理手法としては稚拙である。</p>	<p>教職員向け研修の実施状況と個別指導計画作成率の推移を資料編に掲載しました。</p>
第4章	9	<p>それぞれ違った個性や障害をもつ子ども一人ひとりを一つの数値目標で管理できるのか？</p>	<p>どの子どもも十分な教育を受けることができることを基本理念とし、子ども一人一人を大切に教育の実現を目指しています。子ども一人一人に応じた教育を推進するため、個別指導計画の作成等に取り組んで参ります。</p>

子ども一人一人を大切に教育
共生社会の実現を目指して「普通教育から特別支援教育」へ
インクルーシブ教育を視野に
～ボランティアを活用した課題と取組～「特別支援教育」を学ぶ。
はじめに（筑波大学藤田和弘教授「特別支援教育読本」より）
昨今の日本は、教育、福祉、医療などの諸分野において多くの課題に直面している。改革の必要性が叫ばれている。
特別支援教育は2007年（平成19）に実施。すべての学校で「特別支援教育」の実施。
特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての子は同じ尊い存在であるという考えに立っている。
現在、現場は少なからず、「混乱と困惑」の状態にある。理由は普通教育しか経験していない。
●「特別支援教育」はすべての障害を考えての教育であり、すべての教育の場で実施されるものである。また、教育・支援のなかには、教育だけでなく、医療、福祉、労働など専門機関との連携を視野に入れてサポートしていく事が含まれている。
◎「低学年・特に新一年生」の活動を通じ「地域の問題」として医療、福祉と連携したボランティア活動について取組み。
（1）学校の人的不足を地域・ボランティアの活用、福祉、医療について取組み。
①「学校ボランティア」の領域・機能・役割等。
② 医療との関係が深くかわりが捉えて連携について慈恵医科大学第三病院に相談。
③「国領小サポートクラブ」活動、組織化、体制（共感・納得）づくり。
④ 広報誌の発行。広報活動を事例集の紹介。
⑤ ボランティア活用は誰にでもできる、地域が学校では「親代わり」プログラムづくり。
小学校から（教育委員会（学校ボランティア連絡会議資料平成27年））
～「複数の目で児童の見守り」～
学校全体を考えたときに、最も欠かせないのは低学年特に一年生で、支援が必要な児童が複数だったり、細やかな対応しなくてはならない児童がいたりする。クラスには日々必要である。低学年においては、一斉指導では理解度がまちまちなりがちなので、個別に声掛けしてもらっただけでも皆と一緒に活動できたり課題に取り組めたりする児童が増える。
学級支援～特別な支援を要する児童の見守り支援プログラム
引き続き、学校ボランティアが学習プログラムづくりに取り組み、小学校低学年生の教室での見守りとお助けボランティアとして位置づける事である。
① 学級支援（当該学級の教室に入り、学級全体を見守りつつ担任の指導の指示に応じて必要な児童に助言や援助をする）
② 配慮を必要とする児童（離籍、こだわりなど）＊付き添い援助など
③ 給食時間の援助（配膳の準備や身支度、配膳活動の補助）
取り組んだ「課題と学習」
「見えにくい、分かりにくい」子どもの障がい
学習プログラムを「地域医療」「福祉」と連携しての取組。
「見えにくい、分かりにくい」学級支援ボランティアの解明
慈恵医科大学第三病院：医師と相談指導を受ける。
「地域医療」「福祉」学校ボランティアの視点：
① 通常級の発達障がいのグレーゾーン
① 発達障害のない愛着障がいのグレーゾーン
（2）理解不足「愛着障がいと発達障がい」について。①子ども一人ひとり違う。隣の子が出来ているから自分の子が出来るとは思はない。みんながやっているから理由にはならない。②学校、担当は多様化している子供たちは一人ひとり異なってきた③「愛着障がい」に関して理解不足している学校。甘えの構造、怒りの
（3）グレーゾーンが増えている。二次障害を興していく危機がある。
（4）「通教育から特別支援教育」障害のある子がいる、いないではなく「いる」という前提で学校運営を

10

教育プランの主要事業16「コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の一体的推進」においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すこととしています。
特別支援教育につきましても、教育プランの施策に従い保護者や地域住民と協力しながら教育活動を進めるとともに、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて取り組んで参ります。また、支援が必要な子どもやその保護者が地域において切れ目なく支援が受けられるよう関係機関との連携や復籍制度による交流活動を推進して参ります。
また、通常の学級や特別支援学級に関わらず、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導・支援には個別対応や合理的配慮が求められています。すべての学校で子どもたちが個に応じた教育支援・指導を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、全ての教職員の専門性の向上を図って参ります。

(4) 学校ボランティアの視点

① 通常級の発達障がいグレーゾーン

① 発達障害のない愛着障がいのグレーゾーン

【考察】

図式「気になる子」(愛着障がいがメイン)→担任が変わる→二次障害(暴力、自尊心の低下)→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落
地域・ボランティアを活用した支援活動を作成して「個」の確立と学校との連携を図って制度化していく。

【対策】

：～学校・家庭・地域の連携の推進について

支援教育を行うための諸条件の整備

【地域の人材を学校ボランティアとして活用についての取組他】

地域で取り組んでいかなければならない課題「危機管理意識」を育てる

子供たちの安全を見守り、安心した学校生活を送れる支援「学校応援団」の組織づくり。

学校の福祉政策は対応しきれていない

既存の福祉政策は応えきれていないニーズ。制度の狭間で苦しんでいる子どもたち。

地域で取り組まなければならない課題。行政、家庭、個人のみでは限界がある。

「多様化」「複雑化」「困難化」問題

教育現場の担任からは一年生の学級支援「地域・ボランティアの支援」の要望が多い。多様化している子ども、異なる子供たちが増えている現状で対応は応じきれない。

特別な配慮を要する児童への見守り、集団不適應の安全管理や個別学習の指導、一年生の集団生活適應への支援など担任1人では対応しきれていない。特に一年生の担任からは「地域・ボランティア活動」の支援の要望が多い。

【方向性1】小中学校における特別支援教育の充実

(1) 通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒との指導の充実

(5) すべての学校公立学校の児童生徒に対する教育の充実

①活動「領域」「距離感」「生活指導補助」「担任の補助」「安全基地」

② 接し方「見守り」「声掛け」「聞く」「助つ人」親代わり

③新入学時の取組

1、学校からの要望が高い「低学年のボランティア学級支援活動」

【対策】

学校の領域内に地域・ボランティア参加するについて

「人、モノ、金、管理」支援教育を行うための諸条件の整備

【課題】

◎教育環境を整備するためにはコーディネーターの存在が欠かかせません。

コーディネーターについての理解、研修を通じて資質を高めていく事が重要になります。コーディネーターの役割は裏方であり、ボランティアが活動しやすくするために社会のニーズに合ったプログラム作ることです。

◎「教育環境の充実」「地域教育ネットワークの構築」「学校コーディネーター・学校ボランティア」の教育・学校支援などの「学び」の推進が重要になります。

【考察】

図式「気になる子」(愛着障がいがメイン)→担任が変わる→二次障害(暴力、自尊心の低下)→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落

(3)「気になる子」が増えている。多様化している「新一年生」

1)「時間がたつにつれて「気になる子」はまじりあって悪くなっていく」

2) 一年生の時は仲間としての関係が慣れてくると「いじめ」「暴力」に変わってくる

3) 担任が変わることで「よくなる」こともあるが「悪くなる」傾向がある。

4) 発達障害児として～その後「不登校」に学校をやめていく。

5)「障がい」に関しての正しい理解が問題。

6)「愛着障がい」は「満たされていない甘え」～家庭教育・子育て放棄が課題。

第4章 基本方針1	11	P.7, 14 成果指標として、個別指導計画作成率があげられ、その現状値と目標値が示されているが、それで十分か？適切か？	個別指導計画を作成する意義や活用方法を各学校へ継続して周知し、目標の達成に努めて参ります。
第4章 基本方針1	12	小学生は90%に対して、中学生の目標に対して実績が低いのは、なぜか？目標数値が高過ぎるなら下げるといふより、達成するための困難さや達成に必要なリソースを用意すること。その前段階の教育支援計画の作成ができていないので中学校の数値が低いといった話が審議のなかでされているが、そうだとすれば、教育支援計画の作成率なども成果指標にして管理すべきでは？	個別指導計画については、小学校から中学校への引継ぎが課題となっているため、目標を達成するために引継ぎのシステム化の整備を進めていきます。また、個別の教育支援計画は、個別指導計画作成の前提となっていることから、個別指導計画の作成率を向上させることで、個別の教育支援計画の作成率も向上するものと考えております。
第4章 基本方針1	13	数値目標として個別指導計画作成率が示されているが、個別指導計画作成後の取組の評価も必要である。作成して終わりではなく、始まりではないのか、作成の結果、効果があったのかなかったのかを評価することが必要である。	個別指導計画に基づいた取組については、各学校で学期ごとに評価を行い、保護者とも共有をして検証しております。引き続き、取組の評価についても実施して参ります。
第4章 基本方針2	14	公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童・生徒が10年前と比べ増えている状況で、一律に宿題が出されて、LDなどの理由で家庭学習が困難な状況にある家庭も少なくない。多様な教育ニーズに応えるためには、各学年・学級で個々に合った課題を出せるよう教員への指導が必要ではないか。	すべての学校で子どもたちが教育支援・指導を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、通常の学級も含めたすべての教職員の専門性の向上を図って参ります。
第4章 基本方針2	15	調布市では特別支援教室を校内通級教室と呼んでいるが、各学校には「特別支援教室専門員」という役割があるが、児童・生徒や保護者は理解できているか。	特別支援教室専門員については、各学校で保護者に対して紹介するよう依頼しております。今後も周知に努めて参ります。
第4章 基本方針2	16	ICTの活用により成果が期待される分野には積極的に試行すること。	いただいた御意見の通り、ICTの活用による取組を進めて参ります。
第4章 基本方針2	17	専門家と連携した支援の充実に関して、どのような専門家がいて、明記して欲しい。就学前には、言語聴覚士、作業療法士や理学療法士による療育を受け、通園先や家庭において参考となるアドバイスを得ることができるが、就学後には専門家による意見や助言が得られていないケースが多い。通常の学級・特別支援学級ともに、子ども発達センターや民間事業所の「保育所等訪問支援」を活用することも有効ではないかと思うが、それは可能か。	令和4年度に委嘱している巡回相談員について、用語集に記載いたしました。教育委員会で実施している巡回相談員派遣は、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう見立てを行い、教員への指導上の助言や保護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行っています。引き続き、巡回相談員の活用を進めて参ります。
第4章 基本方針2	18	少数ではあるが、肢体不自由児の相談先として、都立府中けやきの森学園のセンター的機能の活用も明記して欲しい。	特別支援学校のセンター的機能は、都立特別支援学校すべてが対象となっています。センター機能の活用については、各学校に対して引き続き周知して参ります。

<p>第4章 基本方針2 基本方針3</p>	<p>【「調布学校ボランティアネットワーク」～きっかけに～活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成25年調布市内で唯一インクルーシブ教育研究モデル校として取り組んでいる小学校の低学年の教室で「教室での見守り」活動に入った。 ●1年間の見守りの結果「特別な配慮を要する児童、ストレスを抱えている子供、既存の制度が縦割り組織のため十分対応しきれず、制度の狭間で苦しんでいる児童が一年生に集まっていることが分かり、担任に一人では管理することは難しく、現制度の限界を実感した。 <p>私は学校ボランティアを中心として地域住民が子供たちと向き合って、より添って授業を補助する必要性、継続性のあるきめ細やかな指導・支援を受ける必要があった</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育全体計画にパブリックコメント提案 <p>平成26年、私は行政の福祉活動が現状に対応しきれないことを市の特別支援教育全体計画のパブリックコメントとして意見を提出した</p> <p>【提案】「ボランティアの活用による特別に支援を要する児童・生徒への対応の充実を推進していく」</p> <p>【課題】「地域人材を活用し、特別支援教育を充実させていく基盤整備が必要である」。これに対して、教育委員会から、</p> <p>「地域人材を活用して学校の教育活動を支援して頂きたいと考えている。①特にボランティアとして学校が必要としているのは、特別な支援を要する児童がいる学級支援や学習支援である。授業につながらなかったり、クラスという集団に馴染めなかったりする子どもたちがいます。②そういった子供に寄り添って関わって、見守ったりすることで学級全体が落ち着いたり、当該の子どもも学習に遅れることなく授業に参加できる。</p> <p>【多様化している児童が集まる小学校において起きいている問題】</p> <p>私の思い：「これから育てていく子どもたちの尊厳を大切にしたい」</p> <p>ますます増える多様生かした児童たちの地域の人材を活用したボランティアの活用「見守り支援」。地域との連携した「学校支援地域本部・学校コーディネーター」の構築を目指した展開を期待したい</p> <p>19</p> <p>今回のテーマ「特別支援教育の充実を図る環境の整備、真の基盤整備」</p> <p>学校は人と人との連携により子供を育て、創造していくものである。学校は限られた人勢の中で制度を創り、効率を図っても、多様生かした子供たち、多様化した家族、急速に変化していく社会に対応した学校運営は無理である。限界にきている。人を増やすことが最優先課題である。不足している教職関係者を応援して行くため地域の人材を活用していくことは重要である。地域の人材を活用するためには、役割を明確にして、補完し、情報の共有そのための基盤整備が必要である。障害児童に対して周囲の無理解が原因で症状を悪くしている。</p> <p>【課題】学校と家庭、地域が一体となって連携していく</p> <p>① 成熟社会に対応するためにも共生社会を目指していくにも地域の協力を活用して「地域とともにある学校」づくりを目指したい。</p> <p>② 【地域の人材を学校ボランティアとして活用についての取り組み】</p> <p>学校教育と社会教育との連携した学校ボランティアの研修、発達障害などの学習を実施し補完していく</p> <p>③ 学校支援地域本部の位置づけを明確にして学校コーディネーターの活用を推進したい</p> <p>④ 教育委員会、学校支援地域本部、学校コーディネーターがボランティアを推進していくための協議会を計画したい。</p> <p>【教育委員会からの回答】</p> <p>「学校ボランティアに期待したい。特にボランティアとして学校が必要としているのは、特別な支援を要する児童がいる学級支援や学習支援です。授業につながらなかったり、クラスという集団に馴染めなかったりする子供たちがいます。</p> <p>そういった子供に寄り添って関わって頂いたり、見守って頂いたりすることで学級全体が落ち着いたり、当該の子どもも学習に遅れることなく授業に参加できたりします。」</p>	<p>教育プランの主要事業16「コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の一体的推進」においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すこととしていきます。</p> <p>特別支援教育につきましても、教育プランの施策に従い保護者や地域住民と協力しながら教育活動を進めるとともに、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて取り組んで参ります。また、支援が必要な子どもやその保護者が地域において切れ目なく支援が受けられるよう関係機関との連携や復籍制度による交流活動を推進して参ります。</p>
----------------------------	--	--

第4章 基本方針3	20	基本方針3の成果指標に現状値が記載されていないのはなぜか？ 目標値100%は夢物語ではないのか？	基本方針3の成果指標は、これまで把握していないため、現状値を記載しておりません。就学相談において、就学前から卒業後を見据えて就学先を検討することができるよう、就学相談に関わるすべての保護者に対して説明する必要があると考えています。
第4章 基本方針3	21	校内通級教室で指導を受けていない児童・生徒の保護者へも学校全体として何か取り組みが必要ではないか。通級では保護者向けに専門家による学習会を行う事もあり、利用児童・生徒の保護者に限られているようだが、希望すれば、退級後、学習障害、支援学級在籍、不登校等の児童生徒の保護者が参加できるようにしてほしい。実際にこのような学習会の頻度、参加率も知りたい。	教育委員会では、学校運営を地域と共に協議していくコミュニティ・スクールを計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を進め、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて、地域住民や保護者と協力しながら教育活動を進める必要があります。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
第4章 基本方針3	22	保護者への特別支援教育についての情報提供について、毎年5月に行われている「就学に関する説明会」だけでは不十分と感じます。特に、コロナ禍で学校公開もなく、学級見学については年中以下の場合、希望してもできないケースがあり、情報収集がしづらい状況です。各特別支援学級要覧や校内通級教室要覧（現在、令和元年度だけのご学級、平成29年度の特別支援教室要覧が閲覧できる）を各学校のHPにて公開するなどの情報提供も必要ではないか。	学校公開については、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小する学校が多い状況でした。いただいた御意見を参考にしながら、最も適切な学びの場を柔軟に選択できるよう、様々な方法による情報提供に取り組んで参ります。
第4章 基本方針3	23	<p>①就学相談の事前相談（年中時点での相談）を受け付ける旨、ホームページ等に記載してください。親の会において、就学に関する不安・小学校について知りたいことなどを年中時点でも「就学相談」の枠組みの中で伺えたとご回答いただきました。</p> <p>私は、年中時点で発達の問題（集団不応答）を指摘され、年長5月からの就学相談では「ここを考えている」と進路を半ば決め、そのタイミングに合わせて、</p> <p>(1) 発達に関する病院の予約（数か月待ちの場合もあります）</p> <p>(2) 診断書の作成依頼（こちら、通院してからしばらくたないと、書いていただけないこともあります）</p> <p>(3) 発達検査の結果取得（教育相談所で取ることもできますが、同じ検査の場合間をあけなければならない、言葉が出る出ない、慣れていない環境だと緊張してしまうなどがあり、タイミングを見計らって取得したい場合があります）</p> <p>(4) 幼稚園や保育園に、意見書の作成依頼</p> <p>などをしなければならぬ、と不安に思いました。就学相談には何を揃えなければならないか、そのために必要なものは何か、を事前に知りたい親は多いと思います。</p>	就学相談については、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要と考えております。早期から就学先を検討し、その時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、いただいた御意見を参考に早期からの情報提供に努めて参ります。

<p>第4章 基本方針3</p>	<p>②支援が必要な子供の親については、年中時点での学校見学を許可してください。年長5月～10月ごろの就学相談で進路を決めなければならないにもかかわらず、多くの学校（※通常学級）の学校公開は秋であり、さらに、学校公開は、【年長の親しか認めない】学校が多いです。</p> <p>支援級の学校公開は夏ごろに行われますが、通常学級と迷っている親は【通常学級の】【普通の学校生活】を見ないと、わが子が通えるのか、判断ができません。</p> <p>24 私自身は幸い、〇〇小学校の校長先生がたの判断で、特例許可していただき、年中時点での秋の学校公開のときに、見学をさせていただけました。知人は「年長のみ」として、断られてしまいました。そのお母さまは、通常学級の様子をいちども見ないまま「通常級にするか、支援級にするか」を、次の5月～10月ごろには、決めなければなりません。</p> <p>コロナ前は、学校は地域に開かれており、「見たければ問合せで見学→5月から就学相談」ができたのかもしれませんが、今は「学級を見ないで、進路を決めなければならない」状態になっています。</p>	<p>学校公開については、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小する学校が多い状況でした。いただいた御意見を参考にしながら、最も適切な学びの場を柔軟に選択できるよう、様々な方法による情報提供に取り組んで参ります。</p>
<p>第4章 基本方針3</p>	<p>③②に関連しますが、就学相談の説明会において「通常の学級」に関する説明が非常に少ないです。「調布の特別支援」を紹介する動画だというのはわかるのですが、【通常級か】【通級か】【支援級か】を迷っている親で、かつ、子供が第一子である場合、「小1の壁」と呼ばれるように、【普通の小学校】というのがどのようなものなのか、がまったく分からないのです。</p> <p>25 （教育委員会の方や、小学校ではたらいている方にとっては当たり前のこと、たとえば、朝の支度が、何分間でどれくらいのことかできなければならないか？上履きをはくところはどれくらい込み合っていて、その中で立ったまま上履きをはけなければならないか？などが、わからないのです）</p> <p>通級の説明に付随する形でも良いので、 【通常級では、こういう全体指示が行われる】【支援員はつかない】 【通常級で行える配慮は、例えば注意散漫な子を前の席にするなど】 など、いくつか、通常級に関する説明や、写真なども盛り込んでいただけると助かります。</p>	<p>就学相談については、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要と考えております。早期から就学先を検討し、その時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、いただいた御意見を参考に早期からの情報提供に努めて参ります。</p>
<p>第4章 基本方針4</p>	<p>26 ④通級退級後の引継ぎについて、何か枠組みを作っておいていただけませんか 現在息子が通級に通っており、たいへんありがたく思っておりますが退級時の引継ぎに不安があります。 退級は、学年がかわり、担任も変わるタイミングで行われるので、何か、スムーズな移行ができるように、枠組みを作っておいていただけませんか。 （例えば就学支援シートのような、1Pの引き継ぎ書などのフォーマットを必ず作成し、新年度に1度だけでもよいので、引継ぎ時の担任面談を設定する、など）</p>	<p>校内通級教室の退級後に不安を感じることがないように、教職員の専門性向上や発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備を進めて参ります。</p>

第4章 基本方針4	27	基本方針4 成果指標 現状値21.7%よりも低い値の20%を用いて目標値20%以上とすることは、目標管理の観点からは好ましくない。令和3年度以前の年度の推移を示すこと。より高い目標値を設定する困難さがあるのか？	校内通級教室の退級率については、調布市ではすでに20%以上の退級率となっていますが、単に退級率の目標値を達成することだけを成果とするのではなく、年度ごとに指導の内容と環境整備の妥当性を評価することが重要であると考えています。 なお、令和3年度以前の年度の推移については、資料編に掲載いたしました。
第4章 基本方針4	28	教職員の数が、児童数の約1～1.5%だが、適正な人員が確保されているのか？不足しているなら不足している、これだけ必要だと記載すべきである。	教員の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき東京都が定める基準により配置されます。加えて、調布市では、特別支援学級には学級数に応じて学級介助員を配置するとともに、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への対応のためスクールサポーターを全校に配置しています。今後も学校の実態に応じた人的配置について検討を重ねて参ります。
第4章 基本方針4	29	基本方針4 施策2、主な取組のバリアフリーの整備にスクールバスは含むのか？	バリアフリーの整備については、スクールバスは想定しておらず、学校施設におけるバリアフリー化の整備を順次進めて参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

第2期調布市特別支援教育推進計画（案） 概要版

1 策定の経緯

教育委員会では、「子ども一人一人を大切に
する教育の実現」を目指し、「調布市特別支援
教育全体計画」を平成25年に、「調布市特別
支援教育全体計画【改訂版】」を平成28年に策
定し、平成31年には、調布市基本計画・調布
市教育プランを踏まえ、「調布市特別支援教育
推進計画」(以下、「前期計画」という。)を策定
し、特別支援教育を推進してきました。

この間、特別支援教育を取り巻く社会状況は
大きく変化しており、前期計画が終了することか
ら、第2期調布市特別支援教育推進計画(以
下、「第2期計画」という。)を策定しました。策定
にあたり、前期計画の成果と課題を明らかに
し、前期計画の基本理念を継承しながら、体系
を、「**学校の在り方**」、「**教職員の在り方**」、「**連携
の在り方**」、「**環境の在り方**」の4つに見直すこと
としました。



2 国・都の主な動向

- ㊦令和3年1月
中央教育審議会答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
- ㊦令和3年4月
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正
- ㊦令和3年9月
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行
- ㊦令和4年3月
東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画策定

3 前期計画に係る取組の成果と課題

主な成果

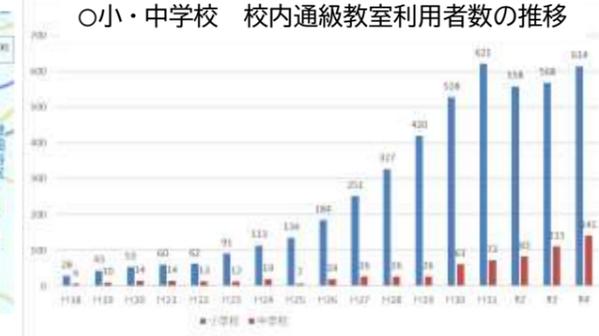
- 【方向性1】小・中学校段階における特別支援教育の充実
 - 校内通級教室を小・中学校全校に整備
 - 特別支援学級・校内通級教室ガイドラインの作成
- 【方向性2】特別支援教育を推進する体制の整備・充実
 - 特別支援学級・校内通級教室担当教員への研修実施、調布市小・中学校特別支援教育研究会への支援
 - GIGA スクール構想による全児童・生徒へタブレット端末配付
- 【方向性3】保護者等、地域及び関係機関との連携の充実
 - 教育シンポジウムの開催等を通じた市民・保護者への周知

主な課題

- 【方向性1】
 - 個別指導計画の作成率の向上
 - 特別支援学級(知的障害)の市全体のバランスを考慮した配置計画の検討
- 【方向性2】
 - すべての教員等の専門性向上
- 【方向性3】
 - 保護者への就学前からの卒業後を見据えた情報提供

通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率
(上段:小学生,下段:中学生)

目標値 (R4年度)	基準値 (7/29策定時)	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%
90%	53.7%	53.7%	57.4%	65.8%	62.8%



4 第2期計画の策定の目的、基本理念と計画の進行管理

策定の目的

近年の国や東京都の動向を捉えながら、共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方とし、調布市の特別支援教育の基本理念の具現化に向けた特別支援教育の推進をさらに充実することを目的としています。

基本理念

どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

計画の進行管理

第2期計画に掲げる施策・主な取組については、毎年度の取組状況を調布市特別支援教育検討委員会において報告します。このことにより、施策・主な取組の進行管理を行い、次年度以降の取組につなげ、着実に推進していきます。

5 第2期計画の基本方針と施策と主な取組

※主な取組等施策の体系図は裏面参照

学校

【基本方針1】すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます(学校の組織的な体制整備・校内体制の強化)

教職員

【基本方針2】すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します(教員等の専門性の向上)

連携

【基本方針3】多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します(保護者・地域・関係機関との連携)

環境

【基本方針4】どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします(環境・体制整備)

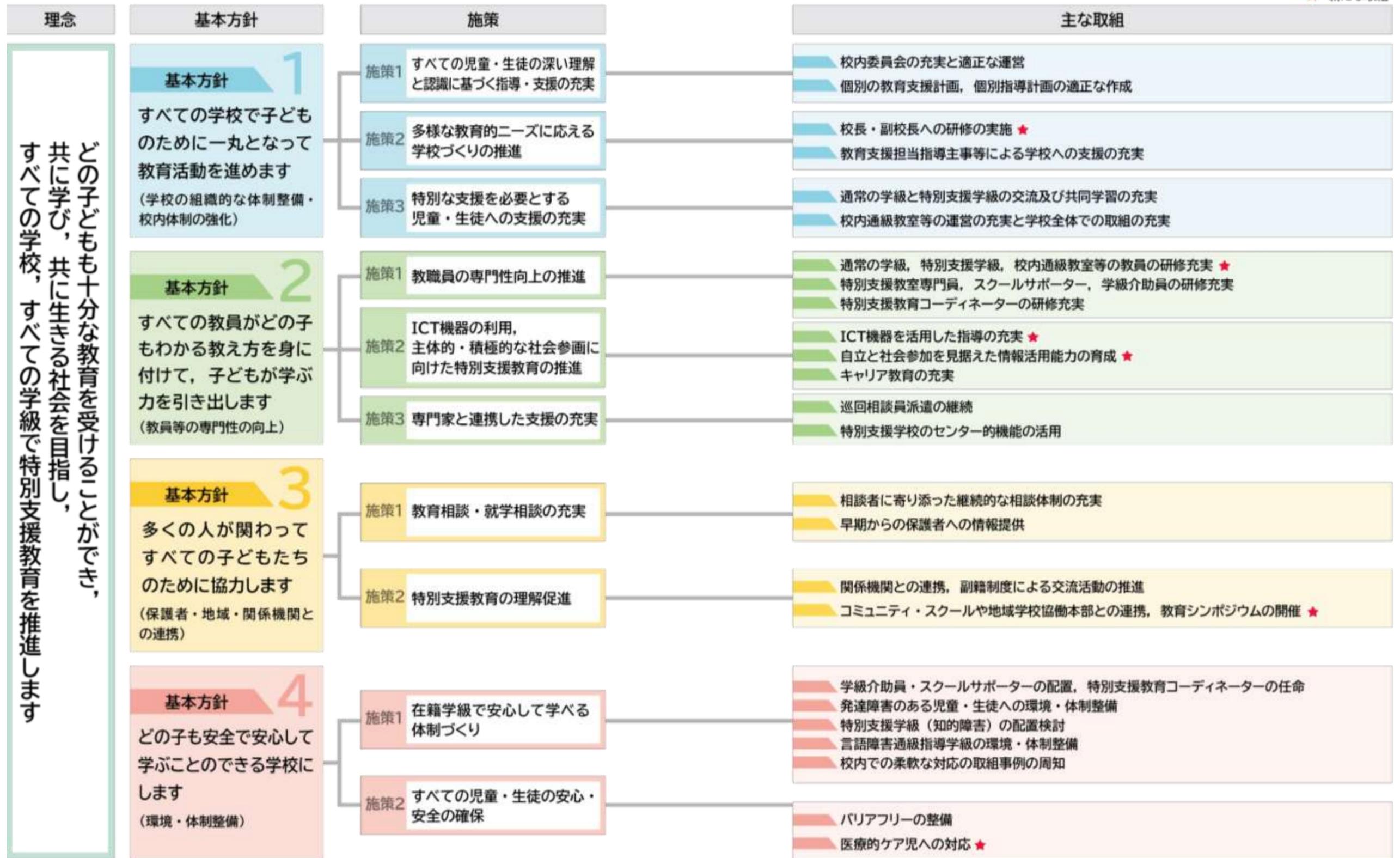
施策

- 施策(1) 在籍学級で安心して学べる体制づくり
- 施策(2) すべての児童・生徒の安心・安全の確保



施策の体系図

★：新たな取組



第 2 期

調布市特別支援教育推進計画

(案)

調布市教育委員会

音声
コード

音声
コード

はじめに

調布市教育委員会では、特別支援教育推進の基本的な方向を示す「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年3月に、「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を平成28年3月に策定しました。そして、平成31年3月には、令和4年度までを期間とした「調布市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育を推進してきました。

この間、特別支援学級の適切な配置に向けた検討を行うとともに、校内通級教室を全校に設置し、特別支援学級及び校内通級教室における教育課程の適正な編成・実施の指針を明確に示すガイドラインを作成することにより、学校全体の特別支援教育を着実に推進して参りました。しかし、特別支援学級在籍者数の増加や、通級による指導を受ける児童・生徒数の高止まりが続いていることから、すべての学校・すべての学級におけるさらなる特別支援教育の専門性向上と、支援体制の整備が喫緊の課題となっています。

国においても、特別な支援を受ける児童・生徒の数が増加する中で特別支援教育をさらに進展させていくため、中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』において、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備や、GIGAスクール構想において配付された1人1台端末等ICT活用等による特別支援教育の質の向上などを基本的な考え方として示しています。近年、特別支援教育を取り巻く社会状況は大きく変化してきており、市教育委員会の特別支援教育の充実・発展を担う役割は、より一層大きくなってきています。

このような社会状況の変化を見据えながら、これまでの調布市の成果と課題を検証するとともに、令和4年3月に策定された東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画、そして調布市基本計画並びに調布市教育プランを踏まえ、「第2期調布市特別支援教育推進計画」を策定しました。

今回、計画の策定にあたっては、これまでの計画の基本理念である、「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」を継承することとしました。子どもの発達は多様であることから、すべての子どもに個別に配慮された学びが保障される教育を目指し、すべての学びの場において特別支援教育を充実させることで、インクルーシブ教育システムの実現に向けて取り組んで参ります。

最後に、計画策定にあたり、御意見、御提案をいただきました市民の皆様、調布市特別支援教育推進計画策定委員会委員の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和5年2月
調布市教育委員会

目 次

第1章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要	2
1 策定経緯	2
2 策定の目的	2
3 計画期間	3
4 計画の進行管理	3
5 各計画等との関係	3
第2章 現状と課題	4
1 国や東京都の動向	4
(1) 国の動向	4
(2) 東京都の動向	6
2 調布市の現状	7
(1) 調布市の特別支援教育の現状	7
(2) 前期計画の成果と課題	7
第3章 基本理念と基本方針	12
1 基本理念	12
2 基本方針について	13

第4章 施策.....	14
1 施策の体系図	14
2 各施策について	16
(1) 基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます... 16	
施策1 すべての児童・生徒の深い理解と認識に基づく支援・指導の充実.....	16
施策2 多様な教育ニーズに応える学校づくりの推進.....	17
施策3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実.....	18
(2) 基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します.....	20
施策1 教職員の専門性向上の推進.....	20
施策2 ICT機器の利用, 主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推進	22
施策3 専門家と連携した支援の充実.....	23
(3) 基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します.....	24
施策1 教育相談・就学相談の充実.....	24
施策2 特別支援教育の理解促進.....	25
(4) 基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします.....	26
施策1 在籍学級で安心して学べる体制づくり.....	26
施策2 すべての児童・生徒の安心・安全の確保.....	28
資料編.....	30
1 調布市の特別支援教育を取り巻く動向.....	30
2 特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ.....	34
3 第2期計画の策定経緯.....	36
4 用語集	40

第1章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要

1 策定の経緯

調布市教育委員会では、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育推進の基本的な方向を示す「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年3月に、「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を平成28年3月に策定しました。そして、平成31年3月にはどの子どもも、十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進することを理念として、国や東京都の動向及び調布市基本計画並びに調布市教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間とした「調布市特別支援教育推進計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、特別支援教育を推進してきました。

この間、特別支援教育を取り巻く社会状況は大きく変化し（P.34「特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ」参照）、教育委員会の特別支援教育の充実・発展を担う役割は、より一層大きくなってきました。このような社会状況の変化と、令和4年3月に策定された東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画、そして調布市基本計画並びに調布市教育プランを踏まえ、「第2期調布市特別支援教育推進計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

策定にあたっては、調布市特別支援教育検討委員会において、前期計画の成果と課題を明らかにし、評価を行いました。また、調布市特別支援教育推進計画策定委員会を設置し、前期計画の評価を基に第2期計画の内容を検討しました。その結果を踏まえ、第2期計画については、前期計画の理念を継承しながら、体系を「学校の在り方」、「教職員の在り方」、「連携の在り方」、「環境の在り方」の4つに見直すことにしました。

2 策定の目的

近年の国や東京都の動向を踏まえながら、共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方とし、調布市の特別支援教育の基本理念である「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」の具現化に向けた特別支援教育の推進をさらに充実することを目的としています。

3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

4 計画の進行管理

第2期計画に掲げる施策・主な取組については、年度ごとに取組状況を調布市特別支援教育検討委員会において報告します。

このことにより、施策・主な取組の進行管理を行い、次年度以降の取組につなげ、着実に推進していきます。

5 各計画等との関係

調布市基本計画や調布市教育プランと計画期間を合わせ、整合を図りながら特別支援教育を推進していきます。



第2章 現状と課題

1 国や東京都の動向（※P.34「特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ」を参照）

平成19年4月に学校教育法の一部改正により「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」へと転換が図られ、特別支援教育は特別な支援を必要とする児童・生徒等が在籍するすべての学校において実施されるものであるとされました。同時に文部科学省から発出された「特別支援教育の推進について（通知）」では、各学校の設置者である教育委員会においては、「障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。」とされています。

東京都は、国の動向等を踏まえ、特別支援教育への移行を含んだ長期的な改善計画を策定する必要があると考え、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定しました。さらに、令和4年3月には東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画を策定し、国、東京都、区市町村が一体となった特別支援教育を推進していくこととし、自治体における特別支援教育の充実・発展のための適切な役割分担が示されました。

また、令和4年には国連障害者権利委員会から対日審査総括所見公表され、今後、国の動向を注視する必要があります。

このように、調布市の特別支援教育や障害者を取り巻く状況は大きく変化してきています。

（1）国の動向

ア 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、教育については、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

イ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が中央教育審議会初等中等教育分科会から報告され、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することと、多様で柔軟な学びの場を整備する方向性が示されました。

ウ 障害者の権利に関する条約の発効

平成26年2月から国内において発効された「障害者の権利に関する条約」には、障害者が一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められました。

エ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の改正が施行され、国及び地方公共団体は、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進を行うことなどが新たに規定されました。

オ 学習指導要領の改訂

平成29年に告示した学習指導要領の改訂においては、障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性を重視することが示されました。

カ 中央教育審議会答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月の中央教育審議会による『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』では、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要であると示されました。

キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

令和3年4月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正が施行され、公立小学校等がバリアフリー基準適合義務の対象となりました。

ク 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、医療的ケア児に対する学校での支援体制の整備が求められるようになりました。

ケ GIGAスクール構想

特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるGIGAスクール構想が示され、令和2年以降基盤整備が急速に進められています。

コ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

文部科学省では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とするため、令和4年に調査を実施しました。同年12月に公表された調査結果では、全国の公立の小・中学校の学級担任等が回答した内容から、通常の学級に在籍する児童生徒のうち「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童・生徒数の割合は、推定値で8.8%であることが示されました。

(2) 東京都の動向

ア インクルーシブな教育の推進

東京都では、令和3年に「未来の東京」戦略を策定し、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支えあう社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支えあう環境づくりを推進するとともに、一人一人がお互いを認め合い、尊重しあう社会の実現を目指すこととしています。

同じく令和3年には、新たな東京都教育施策大綱を策定し、「教育のインクルージョンの推進」として、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性をもつ子どもたちが互いを認め、尊重しあいながら学ぶ環境を整備していくこととしています。

イ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定

東京都教育委員会では、令和4年3月に東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画を策定し、4つの施策の方向性が示されました。特に、施策の方向性Ⅱ「小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」では、目指す将来像が次のように示されています。

【将来像】

○小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸ばさせている。

○発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

また、策定にあたっては、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進していくこととしています。区市町村教育委員会の役割としては、「第二次実施計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、全ての学校・学年・学級に特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が在籍するとの認識の下、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割」を担っていることが示されました。東京都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒への支援体制の整備を図っていくことが望まれています。

2 調布市の現状

(1) 調布市の特別支援教育の現状

調布市では、小学校の特別支援学級在籍者数が増加しています（P.30 グラフ参照）。また、校内通級教室についても、小・中学校ともに入級者数が増加し、特に小・中学校全校に校内通級教室の設置が完了した令和元年度頃に急増しています（P.31 グラフ参照）。このように特別支援教育への理解・認識は高まり、制度の改正、特別支援学級・校内通級教室で指導を受ける児童生徒の増加等、特別支援教育をめぐる状況は変化しています。

教育委員会では、前期計画において、特別支援学級、校内通級教室を担当する教員の専門性向上のための研修の充実と、知的障害特別支援学級及び校内通級教室ガイドラインの策定等に取り組みました。その結果、特別支援教育についての理解が進み、多様な子どもの発達を理解し、個に応じた指導体制の整備が進みました。

第2期計画においては、通常の学級における特別支援教育の専門性向上、通級による指導の充実、特別支援学級における知的障害特別支援学級ガイドラインに沿った教育課程の精選、指導内容の充実といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を推進していく必要があります。

さらに、就学時には保護者が就学先について理解を深めることができるよう、就学相談において卒業後までを見通した情報提供の充実や、多様な機関と組織的に連携した切れ目ない支援の充実に図っていくことが求められています。

(2) 前期計画の成果と課題

前期計画では、以下の3つの方向性に沿って施策を推進してきました。それぞれの方向性について、前期計画の成果と課題を取りまとめました。

- | | |
|------|----------------------|
| 方向性1 | 小・中学校段階における特別支援教育の充実 |
| 方向性2 | 特別支援教育を推進する体制の整備・充実 |
| 方向性3 | 保護者等、地域及び関係機関との連携の充実 |

① 方向性1 小・中学校段階における特別支援教育の充実

■成果

- 通常の学級に在籍し特別な支援が必要な児童・生徒に対し、個別指導計画を作成し、活用することに努めることとされています。令和元年度から令和4年度までの調布市教育プランにおいては、通常の学級において特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率を成果指標として掲げました。教育プラン策定時の基準値は、小学校で76.5%，中学校で53.7%でしたが、目標値を小・中学校ともに90%とし、前期計画において作成率の向上に努めました。その結果、小学校については、令和3年度は目標値を達成しました。中学校については、目標値には達していませんが、教育プラン策定時の基準値より上昇しました。（各年度の作成率は、P.32参照）
- 校内委員会ハンドブック、知的障害特別支援学級ガイドライン及び校内通級教室ガイドラインを作成し、校内委員会の効果的な開催方法や、特別支援学級・校内通級教室の教育課程の適正な編成・実施等の指針を明確にしました。また、学校における理解促進を図るために研修会を開催しました。
- 校内通級教室を、小・中学校全校に整備したことから、児童・生徒の他校への移動時間が削減され、指導時間を柔軟に設定することが可能になる等、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図ることができました。
- 言語障害通級指導学級の体制構築については、言語発達の遅れ等のある児童で校内通級教室への入級の可能性もある場合は、障害の状態に応じた適切な指導を受けることができるよう、言語障害通級指導学級と校内通級教室のどちらが適切か同時に検討できる相談体制を整備しました。

■課題

- 小・中学校で個別指導計画に基づく指導を充実させるためには、校長がリーダーシップを発揮し、教員の理解と認識を深め、学校全体の組織的な取組を推進する必要があります。
- 中学校における個別指導計画の作成率向上を図るため、小学校から中学校への個別の教育支援計画等の引継ぎのシステム化を整備する必要があります。
- 校内通級教室での指導内容や成果については、特別支援教育コーディネーターを中心に在籍学級担任等学校全体で共有し、対象児童・生徒が在籍学級において感じている困難さを軽減し、学習に取り組むことができるよう支援する必要があります。
- 市内在住の特別支援学校在籍児童・生徒の交流機会の充実に向けて、副籍制度による交流活動の機会をさらに広める必要があります。
- 特別支援学級の設置について、児童・生徒が安全に登下校し、主体的に学校生活を送るために、市全体のバランスを考慮した配置計画を検討する必要があります。
- 言語障害通級指導学級については、入級希望者数増加の影響により、相談・指導開始までに待機期間が発生していることから、学級の運営方法等見直しを進める必要があります。

② 方向性2 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

■成果

- 教員の専門性向上のため、校内通級教室担当教員及び特別支援学級担当教員への研修会の実施や、自主的研究会の支援を行い、特別支援教育に関する理解と指導力の向上につなげることができました。
- 東京都が令和3年3月に発行した「特別支援教室の運営ガイドライン」を基にして校内通級教室の入退級に係るプロセスを明確にしたフローチャートを作成し、校内委員会や児童・生徒の在籍学級の担任・通級指導担当教員の役割を示したことで、校内通級教室への入級から退級、また退級後の支援について、全小・中学校教員の理解が進みました。
- 就学決定後の相談機能の整備・充実については、保護者との相談が途切れることのないように、指導主事・就学相談員による継続的な相談を実施しました。また、就学相談の経緯や情報を学校に提供し、学校が見通しをもって支援する体制の構築を目指しました。
- 国のGIGAスクール構想等により、全児童・生徒へタブレット端末を配付しました。特別支援教育に関わるアプリを多数インストールし、児童・生徒の多様な特性に対応できるように、特別支援学級や校内通級教室での効果的な活用事例を収集し、通常の学級とともに共有したことで、教員のICT機器を活用した指導技術の習得が進みました。

■課題

- 特別支援教育の理解促進及びインクルーシブ教育システムの構築のために、すべての教職員に向けたさらなる専門性向上のための研修を充実させる必要があります。
- 校内通級教室、特別支援学級の適切な入退級及び就学に向けて、校長をはじめとしたすべての教職員が、校内委員会を通じた組織的な取組を推進し、児童・生徒にとってより最適な学びの場を提供していく必要があります。
- 保護者や児童・生徒が適切な就学先を選択できるよう、すべての学校・学級での特別支援教育の充実と専門性向上を図る必要があります。
- 教員が授業において、視覚的に分かりやすい教材の提示や児童・生徒の学びの様子の記録を活用するなどして、より一層ICT機器を利用した支援の充実を進める必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習の充実を図り、多様性の理解を促進していく必要があります。

③ 方向性3 保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

■成果

- 教育シンポジウムの開催・特別支援教育に関する動画公開・校内通級教室の取組事例のホームページ公開等、多様な方法により、市民や保護者に対し、特別支援教育の取組についての理解促進と情報提供に努めました。
- 子ども発達センター・保育課と共催で就学に関する説明会を実施し、これから就学する児童の保護者に対し、就学にあたっての必要な手続きや、学校の様子を踏まえた情報提供を行いました。
- 特別支援学校と連携し、各学校において特別支援学校のコーディネーターを招聘し、若手教員・特別支援学級担当教員の研修会や個別ケース相談で指導・助言を受け、より幅広い視点で児童・生徒を理解する学校が増えました。
- 家庭と教育と福祉の連携の充実を図るため、放課後等デイサービスを利用する児童・生徒の連絡帳を通して情報共有を進めていくために検討を重ねました。

■課題

- 保護者・地域に対する特別支援教育の理解・啓発のために、子どもたちの学習内容や指導内容の事例やユニバーサルデザインの授業について情報提供するなど、より一層の特別支援教育の取組の周知を図る必要があります。
- 就学前から卒業後を見通した支援の充実を図るためには、保護者への将来を見通した情報の提供や、関係機関との連携をさらに進める必要があります。また、就学支援シート・個別の教育支援計画などの活用や、キャリア教育の情報についても保護者へ提供できるように進めていく必要があります。
- 小・中学校における特別支援教育を推進し、子どもたち一人一人への教育的配慮に対応していくために、各学校において特別支援学校と連携した研修の実施や指導・助言を受ける機会をこれまで以上に増やすなど、特別支援学校のセンター的機能の活用をより一層図る必要があります。
- 障害福祉課や医療・福祉関係者、保護者との連携を図り、医療的ケア児の様々な事態を想定した対応策を検討していく必要があります。
- 放課後等デイサービスや学童クラブ等、学校外の施設を利用する児童・生徒の情報共有を図るとともに、学校と関係機関等との連携に引き続き取り組む必要があります。



通常の学級における発達障害の理解に関する校内研修



特別支援教育に関する動画公開



調布市立小・中学校知的障害学級モデル校事業 研究成果発表
(令和5年2月7日 研究主任会)

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育を進めてきました。

第2期計画においても、調布市の実態に応じた特別支援教育の基本理念を継承することといたしました。

どの子どもも十分な教育を受けることができ、
共に学び、共に生きる社会を目指し、
すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

2 基本方針について

基本理念をもとに、以下の4つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます (学校の組織的な体制整備・校内体制の強化)



学校の組織的な取組には校長の役割は重要であり、校長は常に認識を新たにして取り組んでいく必要があります。校長は、リーダーシップを発揮して体制の整備等を行い、組織として学校が十分に機能するよう経営を進めることが重要です。また、すべての教職員は、校長の方針の具現化を目指し、子どものために一丸となって教育活動を進めることが重要です。

基本方針2 すべての教員がどの子どもわかる教え方を身に付けて、 子どもが学ぶ力を引き出します (教員等の専門性の向上)



すべての学校・学級で特別支援教育を推進するためには、すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠です。教員は、子どもやその家族の困難を受け止め、常に研修研鑽を積み新しい知識を身に付け、特別支援教育の推進に向けた行動力を発揮できるよう、資質・能力の向上に努めることが重要です。

基本方針3 多くの人関わってすべての子どもたちのために協力します (保護者・地域・関係機関との連携)



学校が単独で特別支援教育を推進するのではなく、保護者・地域・様々な関係機関と連携しながら、就学前から卒業後までを見据えて子どもの健やかな成長を支援します。コミュニティ・スクールの導入を進め、地域の方々と協力をしながら教育活動を進めていきます。

基本方針4 どの子ども安全で安心して学ぶことのできる学校にします (環境・体制整備)



どの子ども平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、近年の法改正にも対応しながら、施設の環境整備、医療的な対応整備、人的配置の整備など、多様性のあるどの子ども安全で安心できる学校での学習と生活の基盤の整備を進めます。

第4章 施策

1 施策の体系図



★：新たな取組

主な取組

- 校内委員会の充実と適正な運営
- 個別の教育支援計画，個別指導計画の適正な作成

- 校長・副校長への研修の実施 ★
- 教育支援担当指導主事等による学校への支援の充実

- 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実
- 校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実

- 通常の学級，特別支援学級，校内通級教室等の教員の研修充実 ★
- 特別支援教室専門員，スクールサポーター，学級介助員の研修充実
- 特別支援教育コーディネーターの研修充実

- ICT機器を活用した指導の充実 ★
- 自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成 ★
- キャリア教育の充実

- 巡回相談員派遣の継続
- 特別支援学校のセンター的機能の活用

- 相談者に寄り添った継続的な相談体制の充実
- 早期からの保護者への情報提供

- 関係機関との連携，副籍制度による交流活動の推進
- コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携，教育シンポジウムの開催 ★

- 学級介助員・スクールサポーターの配置，特別支援教育コーディネーターの任命
- 発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備
- 特別支援学級（知的障害）の配置検討
- 言語障害通級指導学級の環境・体制整備
- 校内での柔軟な対応の取組事例の周知

- バリアフリーの整備
- 医療的ケア児への対応 ★

2 各施策について

(1)基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《令和4年度実績》 小学校 88.9% 中学校 69.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 すべての児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導・支援の充実

一人一人の児童・生徒を大切に、人権を尊重しつつ個別に対応した適切な合理的配慮を行うために、学校における組織的な指導体制の充実と支援体制の構築に努めます。

主な取組

・校内委員会の充実と適正な運営

支援を必要とする児童・生徒について、それぞれの特性に応じた指導や支援の検討ができるように、校長を中心とした校内委員会の適正な運営に向けて、教育委員会が校内委員会のマニュアル等を改訂し、各学校への普及・啓発を図ります。校内通級教室の巡回校においては、巡回教員の専門性を活用した校内委員会の開催を推進します。

・個別の教育支援計画、個別指導計画の適正な作成

特別支援学級・校内通級教室に通う児童・生徒の実態に応じて、学校・家庭・関係機関が連携して、就学前から卒業後を見通した個別の教育支援計画を作成するとともに、具体的な目標を設定した個別指導計画を学校が作成し、個に応じた指導の充実に努めます。通常の学級に在籍するスクールサポーター等の人的支援が必要な児童・生徒についても、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育が行われるよう、個別の教育支援計画及び個別指導計画を確実に作成できるように、小学校から中学校への個別の教育支援計画の引継ぎのシステム化の整備を進めます。

施策2 多様な教育的ニーズに応える学校づくりの推進

学校の管理職は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする児童・生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く理解し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要です。管理職の深い理解とリーダーシップによる、子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応える学校づくりを推進するとともに、教育委員会による学校支援を進めていきます。

主な取組

・校長・副校長への研修の実施

小・中学校全校で特別支援教育が等しく推進されていくために、教育委員会が主体となって、校長・副校長を対象にした研修を実施し、管理職の深い理解とリーダーシップによる組織的な特別支援教育を推進できる学校づくりを進めていきます。

・教育支援担当指導主事等による学校への支援の充実

指導主事が各学校を定期的に訪問し、通常の学級や特別支援学級及び校内通級教室の指導内容について、授業観察等を通じて指導・助言していくとともに、学校からの要望により特別支援教育に係る相談にも様々な機会を捉えて対応していきます。

また、各学校における児童・生徒やその保護者からの相談内容やニーズに応じ、指導主事が情報提供や指導・助言をすることにより、学校を支援していきます。

施策3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実

通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会の実現に向けて大きな意義を有するため、引き続き取組を推進する必要があります。

また、児童・生徒への指導・支援は、学校全体で取り組むべきであるため、校内通級教室における障害の特性に応じた指導内容を、巡回校と拠点校で共有し、児童・生徒への支援体制の充実につなげます。

主な取組

・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習は、卒業後においてもすべての子どもにとって、人々の多様な在り方を理解し、共に支え、助け合う意識の醸成と積極的な社会参加につながります。各学校の好事例の共有を進め、交流及び共同学習を通して多様な児童・生徒との学習を充実していきます。通常の学級と特別支援学級の連携により年間指導計画を検討し、豊かな人間性を育むための交流と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の充実を推進していきます。

・校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実

校内通級教室では、児童・生徒の障害の主訴に対応した指導を行い、年度ごとに当該児童・生徒の指導の妥当性に対する評価をしながら、指導の継続・終了の検討を重ねていきます。また、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない児童・生徒に対しても、校内通級教室の担当教員の見取りや効果的な支援方法などを学校全体で共有することを、研修を通して推進していきます。

音声
コード



小学校校内通級教室 個別指導場面



小学校校内通級教室 小集団指導場面



中学校校内通級教室 個別指導場面

音声
コード

(2) 基本方針2 すべての教員がどの子どもわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数	《令和4年度実績》 小学校 算数(1校) 中学校 国語・数学(1校)	小学校 全教科(6校) 中学校 全教科(3校)

施策1 教職員の専門性向上の推進

通常の学級や特別支援学級にかかわらず、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導・支援には、個別対応や合理的配慮が求められます。その対応を円滑にかつ適切に実施していくために、それぞれの学びの場での教員の専門性も必要となります。また、特別支援教室専門員やスクールサポーター、学級介助員などの職員の専門性も求められます。

すべての学校で子どもたちが同じ指導・支援を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、すべての教職員の専門性の向上を図ります。

主な取組

・通常の学級，特別支援学級，校内通級教室等の教員の研修充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に、合理的配慮の提供や心理的安全性の確保ができるように、教育委員会が担当教員の研修を実施します。特別支援学級については、教員が若手の教員を育成できるように専門性のある教員を講師として選定し、実践的な研修を実施します。校内通級教室については、各拠点校の主任教員が中心となり、事例や指導方法について研修を実施し、教員の指導技術の向上を図ります。これらの研修では、小・中学校それぞれの教員の指導力を高めるとともに、小・中学校の9年間を見据えた合同研修を進めていきます。

・特別支援教室専門員，スクールサポーター，学級介助員の研修充実

特別支援教室専門員の研修においては，その業務内容や，校内通級教室の巡回校と拠点校の役割の違いについて，具体的な事例を用いて意見交換を交えた研修を実施します。また，スクールサポーターや学級介助員の研修においては，児童・生徒に個別の指導・支援を実施していくにあたり，幅広い知見を持つことができる内容の研修を実施します。これらの研修では，児童・生徒理解や保護者理解についても深めていきます。

・特別支援教育コーディネーターの研修充実

特別支援教育コーディネーターは，校内で様々な役割を担うだけでなく，関係機関との連絡・調整など，その業務範囲は幅広いものとなってきています。特別支援教育コーディネーターには，特別支援教育に係る専門的知識や，外部機関との関係の構築，児童・生徒の保護者への対応など多岐に渡る能力が求められることから，幅広い専門性から講師を招聘して研修を実施し，特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上を目指していきます。

施策2 ICT機器の利用,

主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推進

教員のICT機器を活用した指導力向上を進め、児童・生徒1人1台端末の活用による情報活用能力の育成を図り、教科指導や日常生活で児童・生徒がICT機器を積極的に活用ができるように支援していきます。

また、将来の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、教育活動全体でキャリア教育の充実を図ります。

主な取組

・ICT機器を活用した指導の充実

特別支援教育では、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現するためにもICT機器の活用は重要な意味を持っています。教育委員会は、児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとしてICT機器の活用が進むように、各学校の活用事例を共有し教員の指導力向上を図ります。また、児童・生徒の学びの記録を活用した学習支援を実施するために、教員のICT機器の活用能力の向上を図ります。

・自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成

児童・生徒がICT機器を活用するための汎用的な技術の習得に加えて、情報モラルを含む情報活用能力の育成を図り、習得した情報活用能力をどこでどのように生かすのか、卒業後を見通した教育を進めます。また、情報モラルや情報セキュリティに関する内容についても、早期から学校・家庭で指導していく体制を、各学校の生活指導主任と特別支援学級の主任とが連携して構築していきます。

・キャリア教育の充実

特別支援学級では、小・中学校の切れ目ない支援を大切にし、未学習・未指導を防ぐために、指導内容表の作成率を上げ、児童・生徒一人一人の学習の到達度の掌握を図ります。その際に、児童・生徒自身が自らの学習状況を把握し、主体的に今後の学習計画について見通しをもつことを大切にしていきます。中学校卒業後も自らの学習の履歴が分かるように、既存の「キャリア・パスポート」とも連携し、児童・生徒の学びの連続性を確保していきます。

施策3 専門家と連携した支援の充実

児童・生徒の相談内容は多様化・複雑化しており、就学相談や学校での教育相談は、専門性の高い人材から助言を受けて、児童・生徒及びその保護者との円滑な合意形成を図ることが必要であることから、教育委員会では様々な専門家を相談員として派遣します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校全校を対象に、特別な支援が必要な児童・生徒への指導について助言ができるように推進していきます。

主な取組

・巡回相談員派遣の継続

教育委員会で実施している巡回相談員派遣は、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう見立てを行い、教員への指導上の助言や保護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行います。臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育の専門家などで構成し、巡回相談員の専門性の有効活用について学校に周知していきます。また、巡回相談員の連絡会を通して、学校現場における効果的な取組の情報交換を行っていきます。

・特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別な支援が必要な児童・生徒への助言について、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの協力により、小・中学校全校を対象にして実施できるように推進していきます。特別支援学校との連携を基にして、学校同士だけでなく外部機関等の様々な資源についても共有し連携を図り、調布市の子どもたちを共に育てる意識をもって教育活動を進めます。

また、特別支援教育コーディネーターを複数人配置している学校においては、中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターが特別支援学校の専門的な研修を受けて校内のOJTに活用できるように、研修内容を精選していきます。

(3) 基本方針3 多くの人に関わってすべての子どもたちのために協力します (保護者・地域・関係機関との連携)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合	《令和4年度実績》 小学校 ー 中学校 ー	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 教育相談・就学相談の充実

児童・生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化していることに伴い、教育相談の内容は複雑になってきています。就学相談については、児童・生徒または未就学児がその時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、児童・生徒及びその保護者の意見、教育学・医学・心理学など専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から実施していく必要があります。そのため、教育委員会は、多様な機関と組織的に連携して、さらなる相談体制の充実に取り組みます。

主な取組

・相談者に寄り添った継続的な相談体制の充実

教育相談・就学相談が複雑化・多様化していることに伴い、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要となってきています。教育委員会では、学校生活全般の相談について、教育支援コーディネーターを窓口として教育支援担当指導主事・教育相談所・スクールソーシャルワーカーが連携して相談内容に応じた支援に努めます。

就学相談では、就学支援委員会の審議結果についてわかりやすい説明に努め、就学先の提案をしていきます。また、就学後も相談を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援の方法等について、学校に助言し、連携して児童・生徒及びその保護者への情報提供を継続していきます。

・早期からの保護者への情報提供

教育委員会では、子ども発達センター・保育課と連携し、未就学の児童や保護者を対象に、就学に関する説明会の開催を継続していきます。様々な学びの場や就学先決定までの就学相談の流れだけでなく、小学校就学前から就学時や卒業後を見据えた特別支援教育、具体的な教育及び指導・支援の内容等、早期から就学先を検討するための情報を提供していきます。

また、幼稚園・保育園等在園早期からの学校教育に関わる相談についても、就学相談員、教育支援コーディネーター、教育支援担当指導主事が個別に対応していきます。

就学に関する説明会、市ホームページへの動画掲載、早期からの個別相談等、様々な機会を捉えて就学前から卒業後までを見通した特別支援教育について、説明を受けた保護者の割合が高まるよう働きかけていきます。

施策２ 特別支援教育の理解促進

副籍制度による交流活動は、特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続し、相互の理解を深めるために重要です。また、家庭・教育・福祉による連携事業では、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、支援体制や方法について具体的な内容事例を共有して進めていきます。

教育委員会では、学校運営を地域と共に協議していくコミュニティ・スクールを計画的に導入し、地域学校協働本部との一体的な取組を進め、特別支援教育についても学校関係者及び地域住民や保護者と共に考え協力していく校内体制を検討していきます。

主な取組

・関係機関との連携，副籍制度による交流活動の推進

保護者、学校、障害福祉課、放課後等デイサービス事業者が連携し、就学前から卒業後まで切れ目ない支援が受けられるよう子どもの状況に応じた丁寧な情報共有に取り組みます。同時に、学童クラブ等子どもが放課後に過ごす活動拠点を所管する関係部署との連携を進めていきます。

また、特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように取り組みます。

・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携，教育シンポジウムの開催

教育委員会では、コミュニティ・スクールの導入を計画的に進め、既に全校に設置されている地域学校協働本部と一体的な取組を推進し、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて、地域・保護者と協力しながら教育活動を進めていきます。

また、特別支援教育の視点を取り入れた教育シンポジウムを開催し、広く市民の理解啓発を図ります。

(4) 基本方針4 どの子ども安全で安心して学ぶことのできる学校にします (環境・体制整備)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	《令和3年度実績》 21.7%	20%以上

※指標は、東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金交付要綱に定める退室率(校内通級教室に係る4月1日付認証(又は4月7日付認証)の小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のうち、次年度、認証児童・生徒にならなかった児童・生徒の割合)。当該年度の次年度に算出される。

施策1 在籍学級で安心して学べる体制づくり

教育委員会では、在籍学級で特別な支援が必要な児童・生徒の状況に応じて学級介助員やスクールサポーターを配置しています。その配置については、今後学校の実態に合わせて検討していく必要があります。

また、東京都は令和2年12月に「特別支援教室の入退室検討委員会報告書」において、学校での学習上又は生活上の困難を改善・克服し、校内通級教室を利用しなくても通常の学級において支援を受けられるようになった児童・生徒の割合が0%から20%までと市区町村によって大きな差があると報告しています。調布市ではすでに20%以上の退級率となっていますが、単に退級率の目標値を達成することだけを成果とするのではなく、校内通級教室に入級している児童・生徒が一人でも多く当初設定した目標を達成し、在籍学級である通常の学級での支援につなげ、有意義な学校生活を送ることができるようになることを成果指標とします。そのために、児童・生徒が必要とする特別な支援が通常の学級で継続して行われていくよう、年度ごとに通級による指導の内容と通常の学級における環境の妥当性を評価し、連続性のある多様な学びの場の整備、校内通級教室と通常の学級の連携強化、特別支援教育を担う職員の専門性の向上とともに取組を促進していきます。

主な取組

・学級介助員・スクールサポーターの配置，特別支援教育コーディネーターの任命

教育委員会で任用し，各校へ配置している学級介助員やスクールサポーターについては，各校の実態や要望に応じ適正に配置し，特別支援学級と通常の学級の児童・生徒を支援します。

特別支援教育コーディネーターについては，校長が各校の実態に応じて任命し，児童・生徒及びその保護者や地域に対しその役割等について周知することで，校内の特別支援教育の充実に努めます。

・発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備

校内通級教室に入級する児童・生徒及び通常の学級で支援を必要とする児童・生徒の割合は，近年増加しています。そのため，校内通級教室での学びの成果を生かしながら，在籍学級においても児童・生徒にとって必要な個別の支援や配慮を継続していくことが重要です。

教育委員会は，発達障害のある児童・生徒について通常の学級での指導や校内通級教室退級後の支援体制等，学校の実態に応じたスクールサポーター等の人的配置についても検討を重ねていきます。

また，自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については，発達障害のある児童・生徒の望ましい教育環境の整備について，調査・研究を進めていきます。

・特別支援学級（知的障害）の配置検討

特別支援学級（知的障害）の配置については，児童・生徒が安全に登校し，主体的に学校生活を送ることができるよう考慮して配置する必要があります。そのため，小学校は，北部地域へ早期設置に向けて準備を進めていきます。また，中学校は，東部地域において，若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に合わせ望ましい教育環境の整備について検討していきます。

・言語障害通級指導学級の環境・体制整備

言語障害通級指導学級については，調布市立第一小学校に設置されていますが，入級を希望する児童について面談や検査等を限られた施設や期間で実施しているため，相談・入級までに待機期間が発生しています。市内での教育的ニーズが高まりつつあり，今後さらに入級希望者が増加することが予想されることから，言語障害通級指導学級の環境や体制整備について検討を進めていきます。

・校内での柔軟な対応の取組事例の周知

学校の実情に応じて，例えば別室登校や別室指導等により，多様な児童・生徒にとっての居場所を確保し，学習指導をすることは，児童・生徒の安心・安全につながります。地域学校協働本部と連携した学習支援の工夫や，通常の学級の授業の様子をオンラインで配信し，別室で授業に参加する体制等，どの学校においても一定の学習機会の確保が行えるように，その実施方法の工夫について広く周知していきます。

施策2 すべての児童・生徒の安心・安全の確保

学校施設のバリアフリー化については、現在、各学校で施設・設備の設置状況が異なり、医療的ケア児等にとって安心・安全な受入体制を確保する必要があります。教育委員会は関係機関と連携し、環境・体制の整備を順次進めていきます。

主な取組

・バリアフリーの整備

小・中学校の施設面におけるバリアフリー化については、校舎等の改築や児童・生徒の状況に応じて、障害のある児童・生徒が学校生活を送る上での安全性を確保するために計画的に進めていく必要があります。様々な障害のある児童・生徒の合理的配慮につながるバリアフリー化についても調査し、学校の現状に見合った整備の検討を進めていきます。

・医療的ケア児への対応

令和3年9月施行の医療的ケア児支援法の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携し、環境・体制の整備について準備していきます。

学校のための医療的ケア児への対応を示したガイドラインを教育委員会で策定し、全校において研修等を実施し、認識を深め組織的な体制整備ができるように学校を支援していきます。

音声
コード



小学校特別支援学級 国語授業場面



中学校特別支援学級 理科授業場面



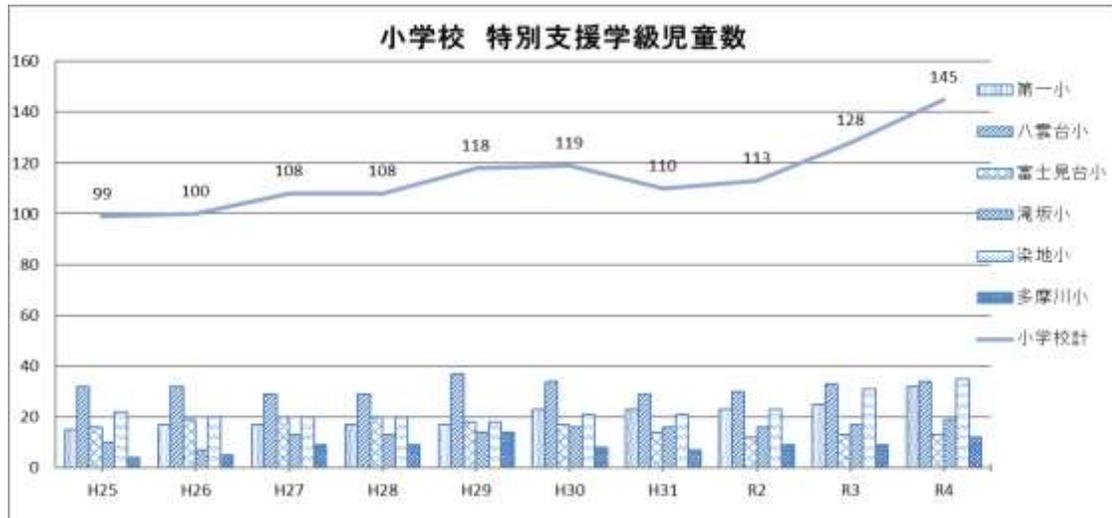
言語障害通級指導学級 個別指導場面

音声
コード

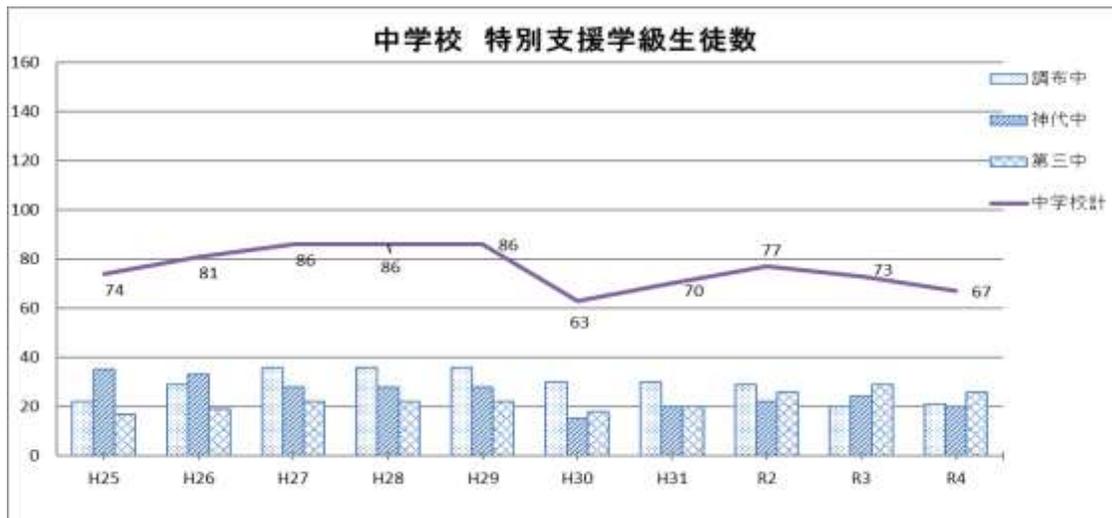
資料編

1 調布市の特別支援教育を取り巻く動向

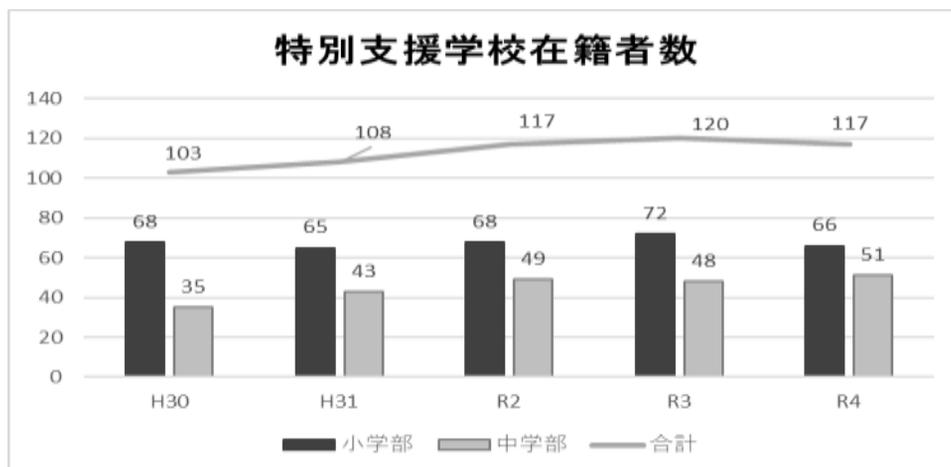
○小学校 特別支援学級児童数の推移



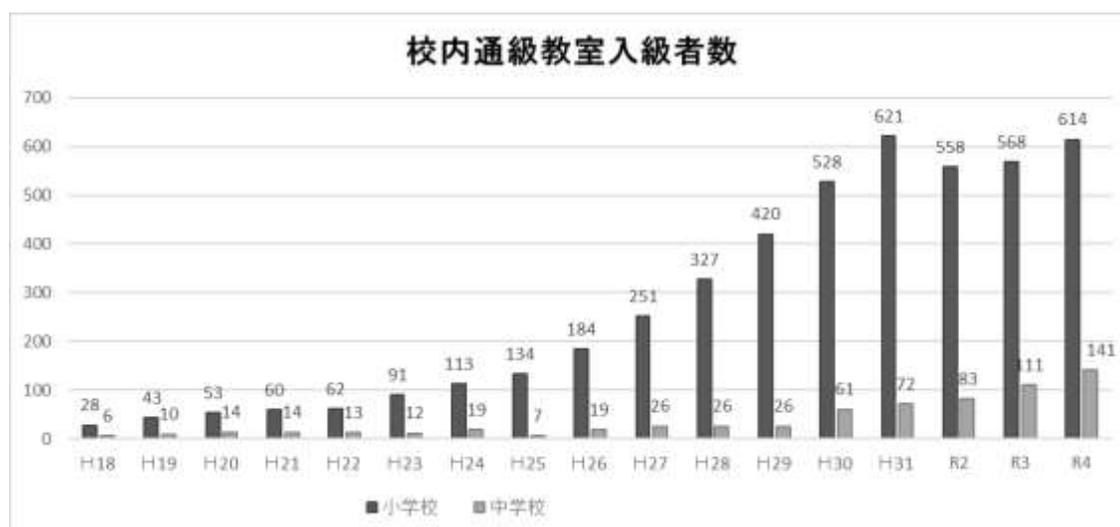
○中学校 特別支援学級生徒数の推移



○市内在住特別支援学校在籍者数の推移



○小・中学校 校内通級教室入級者数の推移

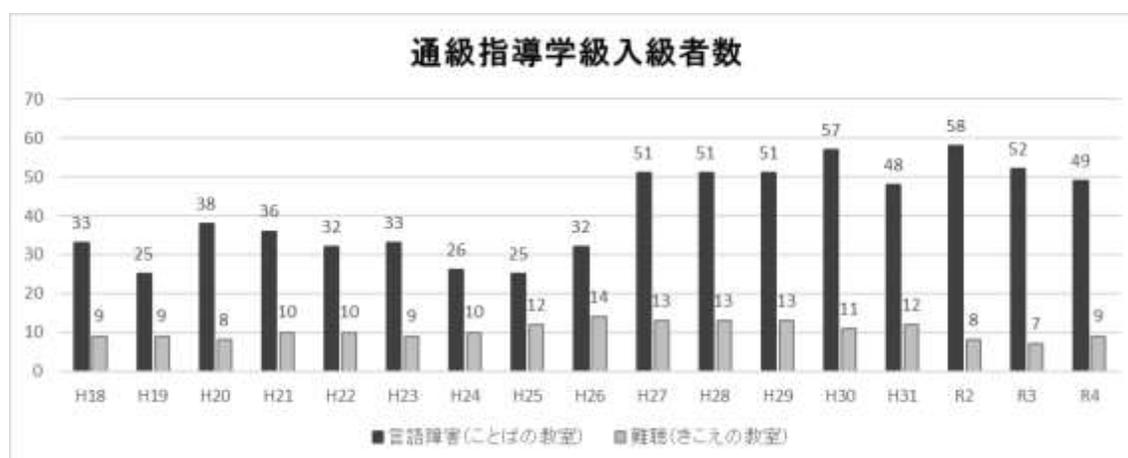


○校内通級教室退級率の推移

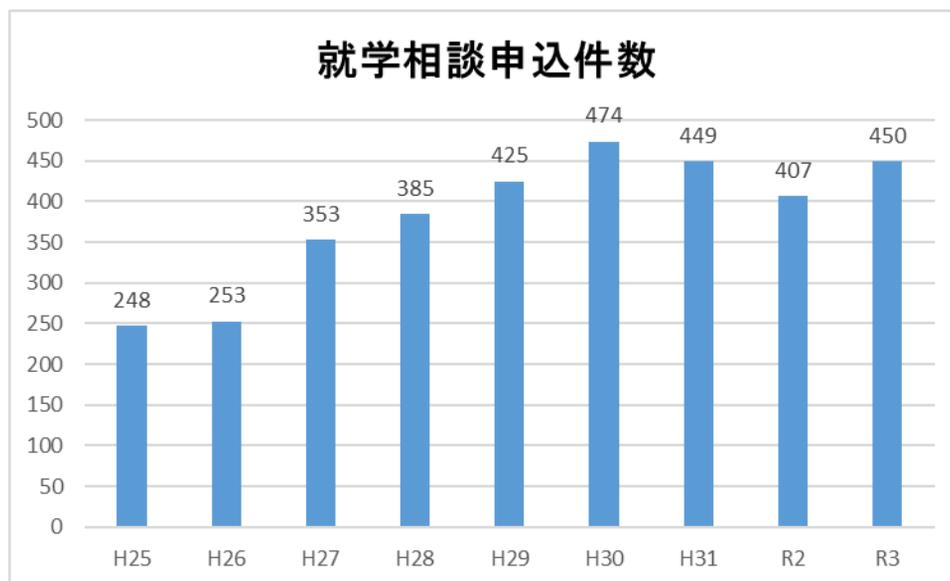
校内通級教室に係る4月1日付認証（又は4月7日付認証）の小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のうち、次年度、認証児童・生徒にならなかった児童・生徒の割合（当該年度の次年度に算出）

令和2年度	令和3年度
26.4%	21.7%

○通級指導学級（言語障害・難聴）入級者数の推移



○就学相談申込件数の推移



○個別指導計画の作成率

対象：通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%	88.9%
中学校	53.7%	57.4%	65.8%	62.8%	69.0%

○教職員向け研修の実施状況

令和3年度		令和4年度	
特別支援学級主任連絡会	3回	特別支援学級主任連絡会	3回
校内通級教室主任連絡会	3回	校内通級教室主任連絡会	3回
校内通級教室全体研修	3回	校内通級教室全体研修	3回
特別支援教育若手育成研修	2回	特別支援教育若手育成研修	2回
特別支援教育推進委員会	3回	特別支援教育推進委員会	3回
スクールサポーター研修	1回	スクールサポーター研修	1回
特別支援教室専門員研修	1回	特別支援教室専門員研修	1回
学級介助員研修	1回	学級介助員研修	1回
		特別支援教育コーディネーター研修	1回

音声
コード

○特別支援学級（知的障害）等の配置状況



特別支援学級(知的障害), 通級指導学級設置校		
学校名	学級/教室名	種別
第一小学校	ひまわり学級	特別支援学級
	ことばの教室	言語障害通級指導学級
	きこえの教室	難聴通級指導学級
八雲台小学校	わかあゆ学級	特別支援学級
富士見台小学校	かしわ学級	特別支援学級
滝坂小学校	わかくさ学級	特別支援学級
染地小学校	たけのこ学級	特別支援学級
多摩川小学校	たまがわ若木学級	特別支援学級
調布中学校	8組	特別支援学級
神代中学校	11組	特別支援学級
第三中学校	8組	特別支援学級

校内通級教室 拠点校, 巡回校	
校内通級教室拠点校名	巡回校名
調布小学校	若葉小学校・国領小学校
石原小学校	第一小学校・第二小学校
柏野小学校	八雲台小学校・上ノ原小学校
飛田給小学校	第三小学校・多摩川小学校
緑ヶ丘小学校	滝坂小学校
杉森小学校	染地小学校
深大寺小学校	北ノ台小学校
布田小学校	富士見台小学校
第六中学校	第三中学校・第五中学校 第七中学校
第八中学校	調布中学校・神代中学校 第四中学校

音声
コード

2 特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ

時期	国	東京都	調布市
平成 16 (2004) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 策定	
平成 19 (2007) 年 4 月	特別支援教育の本格的実施(平成 18 年 3 月学校教育法等改正) ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校における特別支援教育 等		調布市基本計画(平成 19 ~24 年度) 策定
平成 19 (2007) 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」の署名		
平成 19 (2007) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画 策定	
平成 22 (2010) 年 3 月			調布市教育プラン 策定
平成 22 (2010) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画 策定	
平成 23 (2011) 年 8 月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮 しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 等		
平成 24 (2012) 年 7 月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告) ・就学相談・就学先決定の在り方・合理的配慮, 基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備, 交流及び共同学習の推進 ・教職員の専門性向上 等		
平成 25 (2013) 年 3 月			調布市基本計画(平成 25 ~30 年度) 策定 調布市特別支援教育全体計画 策定
平成 25 (2013) 年 9 月	就学制度改革(平成 25 年 8 月学校教育法施行令改正) ・認定就学制度を廃止, 総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重)による就学制度 等		
平成 26 (2014) 年 1 月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等		
平成 27 (2015) 年 3 月			調布市修正基本計画(平成 27~30 年度) 策定 第 2 期教育プラン 策定
平成 28 (2016) 年 2 月		東京都発達障害教育推進計画 策定	
平成 28 (2016) 年 3 月			調布市特別支援教育全体計画【改定版】 策定

音声
コード

平成 28 (2016) 年4月	障害者差別解消法施行(平成 25 年6月制定) ・差別の禁止, 合理的配慮の提供 等		
平成 28 (2016) 年6月	改正児童福祉法施行(公布日施行) ・医療的ケア児の支援に関する保健, 医療, 福祉, 教育等関係機関の連携の一層の推進		
平成 28 (2016) 年8月	改正発達障害者支援法施行(平成 28 年6月改正) ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ, 適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成の推進 等		
平成 29 (2017) 年2月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画 策定	
平成 29 (2017) 年4月	新学習指導要領公示 通級による指導の教員定数の基礎定数化(平成 29 年 3 月 義務標準法改正)		
平成 30 (2018) 年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化(学教法施行規則改正。公布日施行)		
平成 31 (2019) 年3月			調布市基本計画(令和元~4 年度) 策定 第3期教育プラン 策定 調布市特別支援教育推進計画 策定
令和元 (2019) 年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置		
令和3 (2021) 年1月	「令和の日本型学校教育の構築を目指して」中央教育審議会答申 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告		
令和3 (2021) 年4月	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律施行(令和 2 年 5 月改正) ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大(公立小・中学校を追加) 等		
令和3 (2021) 年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日号外法律第 81 号)施行		
令和4 (2022) 年3月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第二次実施計画 策定	
令和4 (2022) 年9月	国連障害者権利委員会 障害者権利条約対日審査総括所見公表		
令和4 (2022) 年12月	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果公表		

音声
コード

3 第2期計画の策定経緯

(1) 調布市特別支援教育推進計画策定委員会の開催

○開催経過

回	開催日	議 事
第1回	令和4年7月27日(水)	1 教育部長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長・副委員長の選任 4 事務局説明 5 質疑, 意見交換等 6 次回日程等
第2回	令和4年10月12日(水)	1 事務局説明 2 質疑, 意見交換等 3 次回日程等
第3回	令和5年1月18日(水)	1 事務局説明 2 質疑, 意見交換等 3 その他事務連絡等

○調布市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分	
1	金森 克浩 ◎	学識経験	帝京大学 教育学部 初等教育学科 教授
2	石井 敏夫	医師	いしいこどもクリニック 院長
3	進藤 美左	市民	NPO法人調布心身障害児・者親の会 会長
4	原田 勝	特別支援 学校	東京都立調布特別支援学校長
5	堀内 省剛		東京都立府中けやきの森学園校長
6	小林 美也子	小・中 学校	調布市特別支援学級設置校長会 滝坂小学校長
7	山中 ともえ		調布市特別支援学級設置校長会 飛田給小学校長
8	白倉 美智		調布市特別支援学級設置校長会 第六中学校長
9	所 水奈 ○	教育 委員会	教育部指導室長
10	小山 暢子		教育部指導室教育支援担当課長
11	門田 英朗		教育部指導室統括指導主事
12	鈴木 克昌	市長部局	子ども生活部副参事兼児童青少年課長
13	石川 士朗		福祉健康部障害福祉課長
	事務局	教育部指導室副主幹(教育支援担当)	坂口 昇平
		教育部指導室副主幹兼教育支援係長	佐藤 麻美
		教育部指導室教育支援担当指導主事	篠原 洋平
		教育部指導室教育支援係主事	大久保 守秀

◎は委員長, ○は副委員長

(2) 調布市特別支援教育検討委員会の開催

調布市における特別支援教育を推進するため、調布市教育委員会及び調布市立学校が抱えている課題を明らかにするとともに、その解決に向けた今後の方向性及び具体的な取組を検討するための委員会。前期計画の成果と課題や、第2期計画の方向性等について検討した。

○開催経過

- 令和4年度 第1回 令和4年6月30日(木)
第2回 令和4年9月29日(木)

○委員

調布市立小学校長会の推薦する者・調布市立中学校長会の推薦する者・教育総務課長・教育総務課施設担当課長・学務課長・指導室長・指導室指導主事・教育相談所長

(3) パブリック・コメントの実施等

- ア 意見の募集期間 令和4年11月21日(月)から同年12月20日(日)まで
イ 周知方法 市報令和4年11月20日号及び12月5日号及び市ホームページ、市公式Twitter
ウ 資料の閲覧場所 指導室(教育会館5階)、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、みんなの広場(たづくり11階)、市民活動支援センター(市民プラザあくるす2階)、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、教育会館1階
エ 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接または郵送、FAX、Eメールで調布市教育委員会教育部指導室まで提出
オ 意見提出件数：29件(4人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	4件
第1章「第2期調布市特別支援教育推進計画の概要」に対する意見	0件
第2章「現状と課題」に対する意見	1件
第3章「基本理念と基本方針」に対する意見	0件
第4章「施策」に対する意見	24件
「資料編」に対する意見	0件
その他の意見	0件

(4) 調布市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

第1 設置

調布市特別支援教育推進計画（以下「特別支援教育推進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別支援教育推進計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から特別支援教育推進計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部指導室において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

別表第1（第3関係）

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 調布市医師会の推薦する医師 1人
- (3) NPO法人調布心身障害児・者親の会の推薦する者 1人
- (4) 東京都立調布特別支援学校長

- (5) 東京都立府中げやきの森学園校長
- (6) 調布市特別支援学級設置校長会の推薦する校長 3人
- (7) 教育委員会教育部指導室長
- (8) 教育委員会教育部指導室教育支援担当課長
- (9) 教育委員会教育部指導室統括指導主事
- (10) 調布市子ども生活部児童青少年課の職員 1人
- (11) 調布市福祉健康部障害福祉課の職員 1人

音声
コード

音声
コード

4 用語集

【あ行】

医療的ケア児（5, 15, 28, 35 頁）

医学の進歩を背景として、NICUなどに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム（2, 4, 9, 34 頁）

障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

【か行】

学級介助員（15, 20, 26, 32 頁）

特別支援学級において、身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導、学習・集団行動・登下校時等の指導、遠足・移動教室・修学旅行等の校外指導など、特別支援学級の担任の補助や支援を行う。

G I G Aスクール構想（5, 9 頁）

国の構想で、全国一律のICT環境と、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現することを掲げている。

キャリア教育（10, 15, 22 頁）

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく教育と言われ、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援を進める特別支援教育にとって、必要不可欠である。

キャリア・パスポート（22 頁）

子どもたちが小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について記入し、記録を保管するもの。

言語障害通級指導学級（8, 15, 27, 33 頁）

言語障害の程度が比較的軽度の者に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、一部障害に応じた特別な指導を通級による指導にて行う。

言語聴覚士（23 頁）

児童・生徒が最大限の機能回復・獲得と活動レベルの向上を得て、自分らしい生活が構築できるよう言語・コミュニケーション及び摂食嚥下の観点から支援する専門職。

校内委員会（8, 9, 15, 16 頁）

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

校内通級教室（7～10, 15～18, 20, 21, 26, 27, 31～33 頁）

「特別支援教室」の調布市独自の呼び方。特別支援教室は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間までとしている。

校内通級教室拠点校・巡回校（16, 18, 20, 21, 33 頁）

拠点校は、校内通級教室の担当教員が在籍する学校。市立学校の校内通級教室拠点校は、令和4年度時点で、小学校8校（調和小、石原小、柏野小、飛田給小、緑ヶ丘小、杉森小、深大寺小、布田小）、中学校2校（第六中、第八中）である。これに対し、校内通級教室の担当教員が巡回する学校を、巡回校という。

合理的配慮（4, 6, 16, 20, 28, 34, 35 頁）

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものいう。」と定義されている。

交流及び共同学習（9, 15, 18, 34 頁）

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としている。

国連障害者権利委員会（4, 35 頁）

国連の障害者に関する権利条約の実施を監視する委員会。

個別指導計画（8, 15, 16, 32, 35 頁）

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

個別の教育支援計画（5, 8, 10, 15, 16, 35 頁）

障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成された計画書のこと。

コミュニティ・スクール（13, 15, 25 頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。

「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進めることを目的としている。

【さ行】**作業療法士（23 頁）**

児童・生徒の基本的動作能力（運動や感覚・知覚、心肺や精神・認知機能などの心身機能）、応用動作能力（食事やトイレ、家事などの日常で必要となる活動）、社会的適応能力（地域活動への参加、就学・就労など）また、環境（人為的環境、物理的環境、社会的環境）の調整や、社会資源や諸制度の活用促進なども含めて、その人らしい「作業」（行動）の獲得をサポートする専門職。

巡回相談員（15, 23 頁）

市立小・中学校を巡回して児童・生徒の行動観察等を行い、教員への指導上の助言や保護者との面接・相談等を行う。令和4年度は、医師・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・臨床心理士・臨床発達心理士・公認心理師・学校心理士・特別支援教育士の資格を有する相談員（複数資格保有者有）で構成している。

情報モラル（22 頁）

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

スクールサポーター**（8, 15, 16, 20, 21, 26, 32 頁）**

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

【た行】**地域学校協働本部（15, 25, 27 頁）**

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

中央教育審議会（4, 5, 34, 35 頁）

文部科学省組織令により、文部科学省に設置された審議会。

特別支援学級（5, 7～10, 15～18, 20, 22, 26, 27, 30, 32, 33, 36, 38 頁）

小学校、中学校等において障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級。調布市においては、知的障害特別支援学級を設置している。

特別支援学校のセンター的機能 (10, 15, 23, 34 頁)

特別支援学校が、地域の特別支援教育の推進・充実に向けて、必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と定義されている。

特別支援教育コーディネーター (8, 15, 21, 23, 26, 32 頁)

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。各学校において校長が指名する。

特別支援教室専門員 (15, 20, 21, 32 頁)

校内通級教室の教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察等、校内通級教室の教員と連携して校内通級教室の円滑な運営に必要な業務を行う。

【は行】

発達障害 (5, 6, 15, 27, 34 頁)

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー (5, 15, 28, 35 頁)

高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

副籍制度による交流活動 (8, 15, 25 頁)

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るための交流。直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）と間接交流（学校・学年・学級だよりの交換等）がある。

放課後等デイサービス (10, 25 頁)

児童福祉法第6条の2の2第4項により、「学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」と定義されている。

音声
コード

登録番号
(刊行物番号)

2022-●●●

第2期調布市特別支援教育推進計画

発行日 令和5年2月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育部指導室
〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-1
電話 042-481-7585

印刷 庁内印刷

音声
コード